

令和4年12月8日

第12回湯前町農業委員会総会議事録

令和4年第12回湯前町農業委員会総会議事録

令和4年12月8日 湯前町役場 洋会議室に招集する。

1 開 会 13時28分

2 出席委員（12人）

農業委員（6人）

1番 永田 平馬 2番 久保田 諭 3番 山本 武志
5番 桑原 幸博 7番 野田 美智晴 8番 前川 敏幸

農地利用適格化推進委員（6人）

松崎 榮喜 椎葉 光朗 林田 良成 深水 幹郎 白川 栄二 岩野 敬一

3 職務のため出席した職員

係長 皆越 克己 主事 竹部 圭太 那須 貴美香

4 議事日程及び付議事項

- 第1 議事録署名人の選出
- 第2 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- 第3 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請について
- 第4 第28号議案 農用地利用集積計画の意見決定について

5 会議の概要

- 事務局：皆 越 ただいまから令和4年第12回湯前町農業委員会総会を始めさせていただきます。
本日から12月定例議会が始まりまして、事務局長の方が欠席をさせていただきます。よろしくお願いいたします。
開会にあたりまして、前川会長よりご挨拶をお願いします。
- 議長：前 川 (会長挨拶については省略)
それでは進めさせていただきます。本日は、平田委員、稲森委員、推進委員の那須委員が欠席されておりますが、湯前町農業委員会総会会議規則第6条の規定による定足数に達しております。本日の総会は、お手元に配布しております議事日程によって進めます。直ちに議事に入ります。
日程第1、議事録署名人の選出であります。湯前町農業委員会総会会議規則第13条の規定により2名を選出しなければなりません。議長指名でよろしいでしょうか。
(異議なしの声あり)
異議なしと認めます。それでは、7番 野田委員、1番 永田委員よろしくお願いいたします。次に進みます。
日程第2、報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いします。
- 事務局：皆 越 報告第17号 農地法第18条第6項の規定による通知についてを説明いたします。
(報告説明内容については省略)
- 議長：前 川 ただいま説明が終わりました。本件は、報告案件であります。何かご質問等はございませんか。
推進委員さんからも何かありましたらよろしくお願いいたします。
(発言なし)
無いようですので、次に進みます。
日程第3、第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします
事務局より説明をお願いします。
- 事務局：皆 越 第27号議案 農地法第3条の規定による許可申請についてを説明いたします。
(報告説明内容については省略)
- 議長：前 川 ただいま説明が終わりました。審議の前に本件につきましては、本日調査第1班により調査会が行われておりますので、永田委員より調査結果の報告をお願いします。
- 1 番：永 田 報告致します。本日午前中、会長、事務局並びに調査員4名において、書類審査及び現地調査を実施いたしました。農地法3条の規定を満たしており問題ないと認めます。第10号につきましては、現地調査時に農地の管理ができていないということで、許可書を渡す際に指導をしてもらいたいとの意見が出ております。以上です。

議長：前川

ただいま、説明並びに調査班による報告が終わりました。
これより、本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。
推進委員さんからも何か質問がありましたらお願いいたします。

(発言無し)

無いようですので採決いたします。番号順に採決したいと思いますので宜しくお願いいたします。
まず、番号13について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手総員。よって、番号13については許可することに決定いたしました。

次に、番号14について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(全員挙手)

挙手総員。よって、番号14についても許可することに決定いたしました。

次に、番号15について、許可するのが妥当であると思われる方の挙手をお願いいたします。

(過半数挙手)

挙手多数。よって、番号15についても許可することに決定いたしました。

次に進みます。

日程第4、第28号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを議題といたします。

事務局より説明をお願いいたします。

事務局：皆越

第28号議案 農用地利用集積計画の意見決定についてを説明いたします。

(説明報告内容については省略)

議長：前川

ただいま説明が終わりました。これより本件について質疑及び討論を行います。何かございませんか。

推進委員：林田

はい。

議長：前川

はい。林田推進委員。

推進委員：林田

4031番ですが、備考に使用権新規と記載されていますが、再設定ではないでしょうか。

議長：前川

前回は中間管理機構を通して契約をされましたか。

推進委員：林田

中間管理機構は通しておりません。その時は新規になりますか。

事務局：竹部

中間管理機構に基盤強化法から契約を変更して頂いたので、契約の新規ということで記載しております。

推進委員：林田

わかりました。

議長：前川

この集積計画に関しまして、毎月、利用権設定の終期通知を配布して頂いておりますが、なるべく中間管理機構を通すような形にこれからなっていくしますので、更新される場所に関しては、終期通知を渡す際に一声かけて頂ければと思います。
ほかに何かございませんか。

1 番：永 田 よろしいでしょうか。

議 長：前 川 はい。永田委員。

1 番：永 田 これを通さなければ何か不利益になることはあるのでしょうか。

議 長：前 川 法律改正にともなって、出来るだけ管理機構を通してください。となってきたもので

3 番：山 本 必ず通さないといけないのですか。

議 長：前 川 必ず通さないといけないというものではありません。

事務局：皆 越 基盤法が2年間の暫定的、期限が切れるまでが2年間あり、その期間中は基盤法で契約して頂いて大丈夫なのですが、それ以降につきましては中間管理機構と農地法の適用となりますので、基盤法からの移行期間については併用されますが、それ以降は基盤法がなくなるということで、中間管理の方に今から周知といいますか、準備期間というところで皆様方にもお知らせをお願い出来ればというところで

議 長：前 川 ということです。よろしいですか。

1 番：永 田 2年間ですよね。普通、5年とか期間を設けると思うのですが、その場合は是非ともこれでしておかなければ

事務局：皆 越 2年間はこれで契約して、3年目以降はその期間の契約の始期については大丈夫なのですが、それを過ぎれば法律が無くなり、その制度での契約が出来ませんので、中間管理の方に変わるということです。移行期間の間の契約については、周期までは大丈夫ということです。本格施行が、令和7年度までに農用地利用集積計画は廃止されるということになります。それ以降については、無くなるということです。廃止ということになります。

議 長：前 川 またですね、これ人・農地の関連施策ですので、一応そうゆう風に決まっておりますけど、一応、管理機構に一本化するというので、基本的には、県内の全部。町村の仕事は今まで通りで、同じことをしないとイケないだろうということです。ほかに何かございませんか。

(発言なし)

無いようですので、採決いたします。案件の計画内容で決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手総員。よって計画内容のとおり決定いたしました。以上で、本日の審議はすべて終了しました。これをもちまして、令和4年第12回湯前町農業委員会総会を閉会いたします。

時に 13時47分であった。

令和5年1月の総会は令和5年1月12日（木） 13時30分とする。

会場は 湯前町役場 洋会議室

会議の顛末は、上記のとおり相違ありません。

令和5年1月12日

湯前町農業委員会会長 前川 敏幸

湯前町農業委員会委員 永田 平馬

湯前町農業委員会委員 野田美智晴